

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教科用図書選定審議会規則）

義務教育課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県教科用図書選定審議会規則）

沖縄県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）の一部が改正されたことに伴い、教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する都道府県の教育委員会規則への委任に係る根拠規定を整理する等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する都道府県の教育委員会規則への委任に係る根拠規定を改める。（第1条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第2条から第4条まで関係）
- (3) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和3年3月12日

施行年月日 令和3年3月12日

5 根拠法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

参照条文

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第三条～第九条 略

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（以下略）

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和二十九年政令第十四号）

第一条～第六条 略

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第七条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

1 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

1 義務教育諸学校の校長及び教員

1 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

2 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第十条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区協議会の組織及び運営)

第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(以下略)

○沖縄県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例 (昭和48年条例第40号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号) 第11条第3項に規定する沖縄県教科用図書選定審議会の委員の定数は、20人とする。